

第4次

とうおん子ども読書活動推進計画

～全ての子どもたちが読書を通して心豊かな人生を送るために～



令和4年3月
東温市教育委員会

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）
第9条第2項の規定に基づき、東温市教育委員会が策定しました。

目 次

第1章 第4次計画の策定にあたって	1
1. 子どもの読書活動の意義	1
2. 計画策定の背景	1
3. 国・県の方針	1
第2章 第3次計画における取組・成果と課題	3
1. 取組・成果と課題	3
1－1. 市立図書館における取組・成果	3
(1) 職員やボランティアの強化・育成	
(2) 子どもが集まるイベント・講座の開催と図書資料の充実	
(3) 学校図書館との連携強化	
1－2. 課題	4
2－1. 学校図書館における取組・成果	4
(1) 学校図書館の環境整備	
(2) 図書資料の充実	
(3) 「朝読書」の充実と授業中・休み時間中の読書活動推進	
(4) 学校関係者への読書活動推進	
2－2. 課題	5
3－1. 家庭、地域における取組・成果	5
(1) 「おはなし会」の充実と参加の呼びかけ	
(2) ブックリストの活用	
(3) 子ども読書の日・読書週間の取組	
(4) 社会的弱者に対する取組	
3－2. 課題	6
4－1. 幼稚園・保育所（園）における取組・成果	6
(1) 読み聞かせの充実	
(2) 図書の充実と展示の工夫	
(3) 保護者への働きかけの充実	
4－2. 課題	7
5－1. 児童福祉関係機関における取組・成果	7
(1) ブックスタート事業	
(2) 地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターとうおん	
(3) 児童館	
5－2. 課題	8
第3章 第4次計画の基本方針	9
1. 計画の対象	9

2. 計画の期間	9
3. 計画の目的	9
4. 計画の基本方針	9
第4章 基本方針に基づく子どもの読書活動推進のための取組	10
1. 本と出合うための機会の提供と習慣化に向けた働きかけ	10
(1) 家庭・地域	
(2) 幼稚園・認定こども園・保育所（園）、学校	
(3) 市立図書館	
(4) 児童福祉関係機関	
2. 子どもの読書環境の整備や充実	13
(1) 市立図書館の整備と図書資料の充実	
(2) 学校図書館の環境整備と充実	
(3) 幼稚園・認定こども園・保育所（園）、児童福祉関係機関の整備	
(4) ボランティアによる「おはなし会」の充実	
3. 読書にハンディキャップのある子どもたちへの支援.....	14
(1) 本と出合うための機会の提供	
(2) 障がいのある子どものための読書環境の整備	
4. 関係機関・団体との連携強化と支援の充実	15
(1) 市立図書館と学校	
(2) 市立図書館と各関係機関	
(3) ボランティア	
(4) 各関係機関による相互協力	
5. 子どもの読書に関する啓発活動の充実	16
(1) 保護者への働きかけの充実	
(2) 幼稚園・認定こども園・保育所（園）・学校等関係者への読書活動推進	
(3) 読書への関心が薄い子どもたちへの働きかけ	
6. 数値目標・数値指標一覧	18
第5章 資料編	19
1. 用語解説	19
2. 子どもの読書活動の推進に関する法律	21
3. 視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律	23

第1章 第4次計画の策定にあたって

1. 子どもの読書活動の意義

『子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの』です。(『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』より(文部科学省))

子どもにとって読書活動は、単に知識を習得するだけではなく、今後生きていくために必要な読解力、想像力、思考力、判断力等を培い、豊かな感情や心を育て、自己実現を図るための手助けとなってくれるものです。

このように子どもの成長に欠くことのできない重要な「読書活動」について、子どもたち一人ひとりの年齢や状況に応じた読書活動が自由にできるように、家庭・地域・学校等と市立図書館が連携・協力して読書活動支援や環境の整備に努めていく必要があります。

2. 計画策定の背景

現代の日本では、超スマート社会^{*1}の実現に向けて技術革新が急速に進んでおり、働き方やライフスタイルにも大きな変化がもたらされています。

インターネットやSNS^{*2}等の情報通信手段が普及し、子どもたちにも身近な存在となっている今日では、デジタル情報へのアクセスが容易になり利便性が増した反面、情報通信手段を使ったゲームや映像の視聴時間が増加しており、子どもの読書離れに大きな影響を与えています。

また、ライフスタイルの変化や家族形態の変化により、子どもの生活の基本の場である家庭内においても、子どもの読書を取り巻く環境は変化してきています。本に親しみ、読書の大切さを理解している保護者がいる反面、読書以外に興味を引くものがあふれた時代に育ち、読書と触れ合う機会の少ない保護者も増加しており、子どもが家庭内で自然と読書に触れあう機会の減少につながっています。

このように、子どもの読書活動を取り巻く環境は大きく変化し続けており、それに的確に対応しながら、地域社会全体で連携した読書活動を促す取組が必要であると言えます。

3. 国・県の方針

国は、総合的に子どもの読書活動を推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、その中で子ども読書活動の推進に関する基本的な理念と行動内容を定め、翌年、同法に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第1次基本計画)」が閣議決定されました。

その後、第2次計画(平成20年3月)、第3次計画(平成25年5月)と策定され、第3次計画期間中には「学校図書館法(昭和28年法律第185号)の改正」、「学習指導要領の改正」など、子どもの読書活動に関連する環境整備が図られてきました。

現在は、最新となる第4次計画が平成30年4月に策定され、「発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成し、友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める」ことが方針として掲げられています。

愛媛県においても、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき、「愛媛県子ども読書活動推進計画（第1次計画）」（平成16年3月）、「第2次計画」（平成21年3月）、「第3次計画」（平成26年3月）を策定してきました。

そして、第3次計画が満了することに伴い、「読書を通じた、心豊かでたくましく未来を拓く子どもの育成」を目標として「愛媛県子ども読書活動推進計画（第4次計画）」を平成31年3月に策定し、県内の子どもの読書活動環境の充実に向けて施策の方向性や取組を示しています。

第2章 第3次計画における取組・成果と課題

1. 取組・成果と課題

学校図書館の整備、児童館や幼稚園・保育所（園）など関係機関の蔵書数の充実、様々な場所でのおはなし会の実施、特集展示やブックリストによる図書の紹介などをすることにより、子どもたちが本に触れるきっかけや読書に親しむ機会を増やすための環境づくりを推進しました。

また、子どもたちと接する大人にも読書活動について理解と関心を深めてもらうため、おはなし会や読み聞かせに関する研修会の開催、保護者に対する講座の開催、年齢に応じたブックリストの作成・配布などを行うことで、子どもの読書活動の意義の普及と啓発を推進し、人的環境についても充実を図りました。

1-1. 市立図書館における取組・成果

(1) 職員やボランティアの強化・育成

子どもの読書相談に対応できるように、司書を本館・川内分館に常時3名配置し、職員や司書が子どもたちに読書活動を進めるための指導力の向上を図るため、ブックトーク^{※3}や読み聞かせ等の研修に積極的に参加しました。

市内各所で「おはなし会」を実施する読み聞かせボランティアに対して、技術・技能の向上を目的とした研修会を継続的に開催したほか、読み聞かせボランティアを新たに発掘して育成するため、初心者を対象とした『読み聞かせボランティア養成講座』を平成30年6月より開始しました。

(2) 子どもが集まるイベント・講座の開催と図書資料の充実

子ども向けのイベントや講座、対象年齢に応じたおはなし会などを定期的に開催し、これらのイベント開催を通じて市立図書館への来館の機会を増やし、読書活動の周知に努めました。

10代の若者向けた「Y A（ヤングアダルト）^{※4}コーナー」の資料充実を図るために、雑誌の種類や配置について見直しを行うとともに、Y Aコーナーの特集展示や新着本等の情報を掲載した「Y A通信」を新たに作成し、中学校に配布しました。

また、障がい等の理由により読むことが困難な子どもたちも豊かな読書活動が体験できるように、L Lブック^{※5}の購入を新たに始めたほか、さわる絵本（点字絵本）や大型絵本の購入も積極的に行うなど、資料の充実に努めました。

(3) 学校図書館との連携強化

学校に対して図書の団体貸出を積極的に行うことで、調べ学習や平行読書^{※6}など本を使った学習の支援に努めたほか、司書による出前講座（図書の修理や装備の講習など）を実施しました。

また、学校図書館支援員の派遣事業を平成30年度より開始し、市内全ての小・中学校を巡回して、学校図書館の整備、授業内容に関連したブックトークや読み聞か

せなどを行い、学校図書館活動の支援に努めました。

1 – 2. 課題

学校への学習支援、学校図書館支援員による図書活動の支援、Y.A世代に向けた具体的な啓発や情報発信の方法と工夫など、学校図書館との相互協力は今後も継続して実施し、連携の強化と充実を図っていく必要があります。

また、他の関係機関とも連携を密にし、市立図書館が中心となって情報交換や意見交換の場を作っていくことが求められています。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、集団を対象としたおはなし会や市立図書館主催のイベント・講座は、感染リスク回避のためこれまでと同様の開催が困難となっています。今後は、子どもたちが来館するきっかけとなるイベントの内容を見直すとともに、開催時の安全性についても確保していく必要があります。

また、様々な理由により図書館に来館することが困難な子どもたちも、本を楽しみ、読書に親しめるよう資料の収集や提供方法について検討が必要です。

2 – 1. 学校図書館における取組・成果

(1) 学校図書館の環境整備

学校図書館に先生は常駐していませんが、図書委員の配置や図書館ボランティアの協力により、子どもたちが安心して図書館を利用できる時間が増えてきたほか、授業時間等で利用をする際には学級担任が図書館の利用に関する指導やアドバイスを行っています。

また、不登校傾向の子どもや支援学級の子どもたちも、利用したい時に学校図書館を利用できるようになっています。

子どもたちの利用を促すため、学校図書館支援員の支援活動を活用して、図書の整理、図書の配架や掲示物の工夫などを行うことにより、発達段階に応じた過ごしやすく利用しやすい、各学校で特色のある図書館づくりと快適な読書環境の整備を行うことができました。

(2) 図書資料の充実

各学年の学級担任や図書委員の児童に希望を聞きながら選書を行うことで、子どもたちの多様なニーズに応じた図書の購入ができたほか、平行読書用の資料や各教科での調べ学習に役立つ本など、教科書の改訂に合わせて学習に活用できる図書の購入を行うことができました。

学習の参考となる資料について、市立図書館による団体貸出の活用や移動図書館車（かぼちゃん号）の学校巡回の活用などにより、子どもたちがいろいろな本と出合う機会をつくることができました。

(3) 「朝読書」の充実と授業中・休み時間中の読書活動推進

「朝読書」は現在、市内の小・中・高等学校で継続実施をしており、その間にボ

ランティアによる読み聞かせを行っている学校もあります。子どもたちは集中して読書することができており、様々な本と触れ合う良いきっかけとなっています。

学校図書館支援員が行う授業に関連したブックトークや、国語科での平行読書などによって授業に関連する図書を読む児童が増えたほか、国語科以外の学習においても情報収集や調べ学習に図書館の本を活用したり、教室に学習内容や行事に関連付けたコーナーを設けたりと、授業時間における読書活動に広がりを持たせるよう工夫することができました。

図書委員会の活動を工夫して休み時間に学校図書館を開館することで、図書館利用を促すほか、休み時間を活用して、先生や図書委員、読み聞かせボランティアなどによる読み聞かせ活動を行いました。

また、教師が読ませたい本や授業の参考になる本、学習単元に関連する本を各学級の学級文庫に意図的に置くことで、効果的な授業づくりを図りました。

(4) 学校関係者への読書活動推進

教職員向けの図書を充実させて読書活動の推進を図ったほか、「朝読書」の時間に子どもたちと一緒に読書をすることで、みんなで読書に親しむという雰囲気を高めることができました。

また、学校図書館支援員や読み聞かせボランティアが行う読み聞かせやブックトークの時間は、同席する学級担任や教職員にとって技能向上の良い研修機会となりました。

2 – 2. 課題

常駐する司書教諭や学校図書館支援員の配置がないため、学校図書館を利用する子どもたちの読書相談や、書架整理・特集展示の工夫などの環境整備に十分な対応ができていない点があり、専門的知識を持つ支援員の配置や図書館ボランティアの確保などの体制整備が必要です。

また、子どもたちのニーズを把握しつつ、教科書の内容に沿った図書や調べ学習用の図書の購入を行うなど計画的な資料の充実を行い、同時に配架の工夫や利用できない資料の適正な廃棄などの書架整理を行うことで、学習・情報センターとしての環境整備を図っていく必要があります。

読書への関心は個人差が大きく、読書を好まない子どもが自主的に読もうと思えるような具体的な働きかけが必要であり、幅広いジャンルの本に親しむために教師が適切な助言を行えるよう、各種研修会に積極的に参加して知識や技能の習得を図っていくほか、保護者の読書活動推進に取り組んでいく必要があります。

3 – 1. 家庭、地域における取組・成果

(1) 「おはなし会」の充実と参加の呼びかけ

読み聞かせボランティアの協力により、市立図書館において対象年齢別に月4回のおはなし会を開催するほか、市内の幼稚園・保育所(園)・児童館等でも定期的にお

はなし会を開催しています。多くの親子に参加を呼びかけるため、広報誌や図書館だより等のチラシなどでPRを行うほか、7か月児教室において案内パンフレットの配布も行っています。

(2) ブックリストの活用

0歳～3歳児向けのブックリスト「えほん de あそぼ」を7か月児教室で保護者に配布したほか、読書推進講演会の参加者から推薦のあった本を世代別に取りまとめてブックリスト「みんなのオススメ本」を作成し、市立図書館の各コーナーに設置して自由に持ち帰れるようにしました。

(3) 子ども読書の日^{*7}・読書週間の取組

『子どもの読書推進活動の推進に関する法律』の趣旨に沿った行事として、「子ども読書の日（4月23日）」前後の土曜日・日曜日に、子ども向けイベント「子ども読書の日フェスティバル」を開催し、子どもたちに参加の呼びかけを行いました。

(4) 社会的弱者に対する取組

おはなしボランティア団体「おはなしウーフ」の協力を得て、市内にある病院の小児科病棟の子どもたちや支援学校の子どもたちに対し、体調に合わせた読み聞かせを実施しました。

3－2. 課題

おはなし会への参加者が固定化し、新規参加者は減少傾向であることから、周知方法の見直しや工夫が必要です。また、就労などの理由により減少傾向の読み聞かせボランティアについて、『読み聞かせボランティア養成講座』の修了者を取り込むため、習得した技能を使って活躍できる場を提供することが必要です。

また、発達段階に合ったブックリストは、子どもや保護者が本を選ぶ際の参考となるため、それぞれの年代や趣味に応じたリストの作成が大切であり、その存在を広く周知していく必要があります。

子どもに読書を習慣とさせるためには、まず周囲の大人が本や読書に親しむ環境をつくることが大切であり、保護者に対して読書活動の啓発を行い、読書意欲の向上を図っていく必要があります。

4－1. 幼稚園・保育所（園）における取組・成果

(1) 読み聞かせの充実

子どもたちの興味や季節に応じた絵本の読み聞かせや紙芝居、園行事に関連した絵本などの読み聞かせを実施することにより、保育の中で積極的に読書活動を取り入れていくことができました。

また、保護者有志や読み聞かせボランティアによる読み聞かせを定期的に行うことで、子どもたちに絵本に対して関心や親しみを持たせることができました。

(2) 図書の充実と展示の工夫

園での生活や送迎の際に、子どもたちの目に触れやすい場所（クラスの中や廊下、玄関ロビーなど）に絵本コーナーを設置して定期的に絵本の入れ替えを行うほか、親子での読書スペースの整備や図書の貸出などを行うことで、親子で絵本を選んだり読み聞かせを行ったりするなどの姿が多く見られるようになりました。

また、幼稚園には移動図書館車（かぼちゃん号）が月2回の巡回を行うことで様々な種類の本に出会う機会を増やしているほか、一部保育所では県立図書館の協力図書貸出を利用して読み聞かせに活用するなどして、図書の充実を図っています。

(3) 保護者への働きかけの充実

園行事や保護者向けプリントなどの活用、子育てに関する講演会の開催などにより、乳幼児期の成長に絵本が果たす役割や読み聞かせの大切さについて、保護者に啓発を行ったほか、子どもたちが園で楽しんでいる絵本の情報を保護者に伝えることで、家庭での読み聞かせにつなげていくことができました。

保育士や教職員が読書指導や図書の利用指導を学ぶために、読み聞かせ講習会や研修会に交代しながらできるだけ参加して、学んだことを他の保育士や教職員に広げていくことができました。

4 – 2 . 課題

園では、絵本の読み聞かせに代表される子どもの読書活動について、配布プリントや講演会などを通して保護者に啓発を行っていますが、今後はより具体的な働きかけや情報発信の方法について工夫する必要があります。

また、絵本に興味・関心の薄い子どもに対して、絵本の楽しさや面白さをどう伝えしていくか、家庭での読み聞かせにおいて親子が多く絵本と触れ合うために、園が提供できる絵本をどう入手するかについても検討を行う必要があります。

現状では、市立図書館との連携はまだまだ不十分であると言え、受け身の交流が主になっています。保護者への読み聞かせの指導や読書活動についての情報交換などを、積極的に行っていく必要があります。

5 – 1 . 児童福祉関係機関における取組・成果

(1) ブックスタート^{*8}事業

東温市地域子育て支援センターでは、「ブックスタート事業」として7か月児教室に参加した家庭に絵本のプレゼントを行っており、絵本の見本を実際に手に取って選んでもらったり、個別に絵本の選び方のアドバイスを行ったりすることにより、保護者の関心を高めることにつながりました。

当日、教室に参加できなかった家庭についても、個別連絡や訪問を行うことで絵本をプレゼントしており、対象となる全ての家庭に絵本が届くように努めています。

(2) 地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターとうおん

様々な育児の話を聞いて保護者の悩み解消につながる本の紹介ができたほか、保護者向けの貸出図書も充実させることができました。

ファミサポ広場などで読み聞かせを行ったり、年齢に応じた絵本の紹介を行ったりしたほか、子どもたちが知っている本の内容を劇にして親しんでもらうなどの工夫を行いました。

(3) 児童館

児童館行事の中での読み聞かせの実施や「おはなしワールド」の年2～3回の開催により、幅広い年代の子どもたちが楽しめるお話しを披露しました。

また、JPIC 読書アドバイザー^{※9}に乳幼児親子を対象として様々な絵本を紹介してもらい、楽しい読み聞かせ体験の場を提供したほか、家庭での読み聞かせにつなげることができました。

5－2. 課題

事業に参加する子どもの低年齢化や登録理由の変化による利用内容の変化、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響などにより、集団で行う読み聞かせの実施が困難になってきています。少ない人数でも本に親しむことができるような工夫や、読書は楽しいものと実感してもらうための具体的な働きかけが必要です。

また、各機関の職員が絵本を紹介するにあたって、知識や情報を得るために研修や読み聞かせやストーリーテリング^{※10}などの技術向上のための研修、情報交換の機会を増やしていくことも必要です。

第3章 第4次計画の基本方針

1. 計画の対象

東温市内に在住・在学の0歳から18歳までの子どもとその読書活動に関わる全ての市民を対象とします。

2. 計画の期間

令和4(2022)年4月から令和9(2027)年3月までの5年間とします。

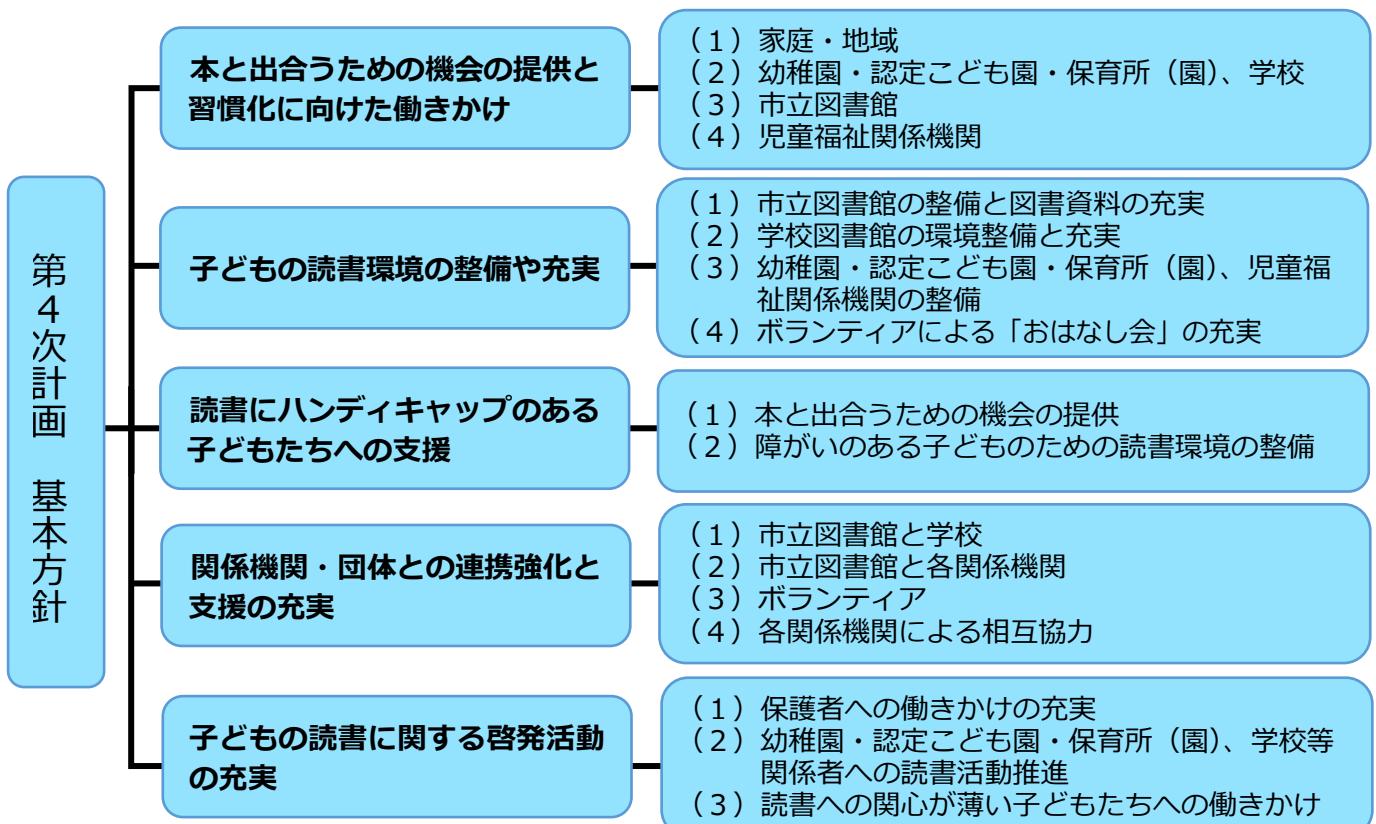
3. 計画の目的

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の「愛媛県子ども読書活動推進計画(第4次)」、及び第1次から3次までの計画における取組や成果を踏まえ、東温市全ての子どもの読書環境の整備と読書活動支援の更なる充実を図っていくことを目的とします。

4. 計画の基本方針

第4次計画では、次の5項目を基本方針と定めて、社会全体で取り組んでいきます。

- (1) 本と出合うための機会の提供と習慣化に向けた働きかけ
- (2) 子どもの読書環境の整備や充実
- (3) 読書にハンディキャップのある子どもたちへの支援
- (4) 関係機関・団体との連携強化と支援の充実
- (5) 子どもの読書に関する啓発活動の充実



第4章 基本方針に基づく子どもの読書活動推進のための取組

1. 本と出合うための機会の提供と習慣化に向けた働きかけ

子どもが本と触れ合い、読書に親しむようになるためには、子どもが本と出会い、読書を楽しいものと実感するきっかけが必要です。そのために、市立図書館をはじめとした子どもに関わる各機関が、それぞれが行う活動の中で本と出合える機会を提供し、子どもに読書の楽しさを伝えていく必要があります。

また、その後も読書活動を習慣として定着させるために、子どもの読書への興味や関心を途切れさせることなく、様々な場面で働きかけていくことも重要となります。

(1) 家庭・地域

●ブックリストの活用と「家読（うちどく）」^{※11}の取組

各成長段階や年代に応じたブックリストや様々なジャンル別のブックリスト、新着本やおすすめ本の案内冊子などを作成して、各関係機関への配布や子どもが集まるいろいろな機会における配布により、子どもたちによる本選びの支援の充実を図ります。

また、子どもたちが読書習慣を身に付け、生活の一部として定着させるためには、周囲の大人も普段から一緒に読書に親しみ、本に親しむ姿勢を示すことが大切です。

「家読（うちどく）」は、読書を通して家族間のコミュニケーションを深める運動です。この活動を推進することにより、家庭での読書環境が整備されるよう啓発に努めます。

(2) 幼稚園・認定こども園・保育所（園）、学校

●保育士や教諭による読み聞かせと絵本コーナー・図書貸出の充実

保育士や教師が子どもたちの興味や季節行事に関連させて行う読み聞かせや、読み聞かせボランティアや保護者有志による定期的な読み聞かせは、子どもたちが絵本に关心や親しみを持つきっかけとなるため、今後も継続して実施していきます。

子どもたちが親子で本と触れ合うために、幼稚園・認定こども園・保育所（園）で設置している絵本コーナーや、家庭で行う読み聞かせのために保護者に貸出を行っている絵本について、移動図書館（かぼちゃん号）の巡回や市立図書館の団体貸出、県立図書館の「協力図書貸出制度」などを活用して貸出図書の充実を図るとともに、展示や紹介方法を工夫することにより積極的な利用を促して、子どもたちが様々な種類の本と出合う機会を提供します。

●「朝読書」の充実と授業時間における読書活動の推進

市内全ての小・中学校で実施している「朝読書」の時間は、子どもたちがいろいろな本と触れ合う良い機会となっており、集中力や想像力を高め、心を豊かにしていく活動として評価されているため、今後も継続して実施します。

各教科の学習や総合的な学習などの時間には、平行読書や授業に関連したブックトーク、参考図書による情報収集などを通して学校図書館の利用を促していくほか、学習で利用しやすい本の展示やコーナーの設置など、学校図書館の整備を図ります。

また、授業における図書館の活用方法などの研修会について、教職員の参加を積極的に促し、図書活用の場面が増えるような授業の進め方の工夫を研究していきます。

●休み時間・放課後における読書活動の推進

昼休みや放課後に図書館を開館し、図書委員の当番活動によって図書館の利用を促すほか、図書館支援員や図書館ボランティアの配置により、常時子どもたちの読書相談に応じられるような体制づくりを目指します。

また、昼休みなどを活用して、図書委員によるイベントや教師おすすめ本の紹介、ボランティアによる読み聞かせ活動などを行い、子どもたちが多様なジャンルに触れる機会を提供します。

そのほか、教室に特設コーナーを設けて授業関連の本を揃えたり、ミニ図書館として子どもたちの興味・関心が高い本を揃えたりして、読みたい時にすぐに本が利用できる学級文庫の整備に努めます。

(3) 市立図書館

●子どもが集まるイベント等の開催

「子ども読書の日」や時節に応じたイベント・講座の開催、読み聞かせボランティアによる定例おはなし会の開催など、様々な年代の子どもが楽しめるイベントの実施や図書の特集展示に継続して取り組みます。そして、子どもたちが楽しく本と出会い、読書への関心が高まるように内容や開催方法・展示方法などについて随時見直し、工夫を行うことで、子どもたちが図書館に興味を持つようなきっかけづくりに努めます。

また、現在の社会情勢を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に配慮した安心・安全なイベントの開催について、開催方法や内容の工夫と新たな取組について検討します。

●Y A（ヤングアダルト）コーナーの充実と支援

図書館への来館や図書貸出のための利用が少ないY A世代に足を運んでもらうため、10代の若者が魅力を感じる蔵書構成の構築を図り、興味・関心に沿った資料の収集及び進路の参考となる資料の充実に努めます。

また、中高生によるイベントボランティアや自由な意見交換用のY Aノートの設置など参加型のサービスの充実を図るほか、「Y A通信」やテーマ別ブックリストなどの配布により図書情報を発信することで読書活動の活性化を推進します。

●読書マラソン・読書記録帳等の活用による読書の可視化

平成22年から実施している「100冊読書マラソン」の記録冊子及び認定証の交付を継続するほか、イベントに合わせた短期間の読書記録冊子の配布や読書記録を記帳できる「読書通帳」の導入について検討を行うなど、読書活動を可視化できるツールを活用することで、多読による定期的な読書活動を促し、日々の習慣として定着するように働きかけます。

●新たな視点「SDG s^{※12}」における役割

2015年（平成27年）に「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中核である「持続可能な開発目標（SDG s）」は、国際社会の共通した目標です。

本に関するネットワークの中心的役割を持ち、子どもたちに包摂的かつ公平で質の高い教育と、信頼性の高い情報源により、その情報に基づき判断できる機会を提供できる施設である図書館においては、「目標4：質の高い教育をみんなに」及び「目標16：平和と公正を全ての人に」への貢献が、特に深く関わる分野と言えます。

これらの目標を達成するため、市立図書館では、子どもたちが多くの良書や信頼できる十分な情報と出合えるきっかけづくりに努めています。

（4）児童福祉関係機関

●ブックスタート事業

家庭内で保護者が子どもに対して行う絵本などを使った語りかけは、子どもが本やお話しに自然に触れ合うきっかけであり、子どもたちの心が健やかに成長していくために欠かせないものです。

7か月児教室において、市立図書館と地域子育て支援センターとが連携して行っている「ブックスタート事業」では、子どもへの絵本のプレゼントに合わせて、保護者に対して個別に絵本の選び方や読み聞かせのアドバイスを行っています。

また、発達段階に応じた絵本のブックリストや子ども用の貸出券申込書などのセットを配布することで、家庭における継続的な読み聞かせ活動を支援しています。今後も、子どもの健やかな成長と保護者の育児を支援するため、事業の継続と家庭への支援の充実を図っていきます。

●地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターとうおん

地域の子育て支援の拠点として設置されている、東温市地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターとうおんでは、乳幼児が親子で集まる機会を多数提供しています。

そこで、親子が絵本を介してコミュニケーションを図れるような読み聞かせやエプロンシアター^{※13}、ペープサート^{※14}などを積極的に実施して、親子と一緒に絵本と触れ合う機会をつくるほか、発達段階にあったおすすめの絵本の紹介や保護者向けの貸出図書などの充実にも努め、子どもたちが豊かな心を育むための子育て支援を今後も継続して推進していきます。

また、事業に参加する子どもの低年齢化やファミリー・サポート・センター利用会員の利用内容の変化、新型コロナウィルス感染症の発生により、少人数での事業実施でも本に親しむことができるような工夫を取り組んでいきます。

●児童館

東温市内にある「いわがらこども館」「さくらこども館」「よしいのこども館」の3つの児童館には、それぞれに図書室が設置されており、親子や子ども同士で楽しく読書を行う場所となっています。また、読み聞かせボランティアによるおはなし会や

「親子体操」などの開催行事に合わせて読み聞かせを行い、親子で楽しく読書に親しめる環境の整備を行っています。

今後も楽しい読書行事の開催に努め、子どもたちの読書活動推進を図ります。

2. 子どもの読書環境の整備や充実

子どもが読書や調べ学習で図書館や図書室を利用したいと思っても、読みたい本や必要な本がなかったり、見つけられなかったりすると、図書館に足を運ぶ機会が減っていくことが考えられます。そこで、子どもにとって「行きたい図書館」「居心地がいい図書館」を目指し、幅広い図書の収集に努め、図書の配架やレイアウト、紹介方法の工夫を行うなど、快適な読書環境の整備を行う必要があります。

(1) 市立図書館の整備と図書資料の充実

子どもたちの多様な読書ニーズに応えることができるよう、各成長段階に応じた図書や子どもたちの多岐にわたる興味や関心に沿った図書など、幅広く図書を収集することで資料の充実に努めます。

また、書架見出しや座席の配置などを工夫することにより、全ての子どもが自由に本を検索して利用でき、読書を楽しめる場所となるように施設環境の整備に努め、利用しやすく親しみのある図書館づくりを目指します。

そして、SDGs が掲げる「目標 16：平和と公正を全ての人に」の達成に貢献するため、子どもたちが情報を十分に利活用することによって判断することができるよう、主要な情報入手先として役割を果たせるよう資料の充実を図ります。

また、市立図書館の資料収集基準に沿わず所蔵されなかった本や、所蔵から外れた除籍本等のリサイクル本の有効活用として、各関係機関への譲渡について検討を行うほか、各施設間で蔵書を共有するなどの活用方法についても研究に努めます。

(2) 学校図書館の環境整備と充実

定期的に教職員や児童・生徒の希望を調査し、その結果を参考にして選書を行うことにより、ニーズに応じた図書の収集を図るとともに、協働活動サポーターと協力して学校図書館が所蔵する蔵書構成を見直し、計画的な図書の購入を行うことで図書資料の充実に努めます。

また、学校図書館支援員による支援活動を活用し、図書の配架の見直しや見出しの工夫、特設コーナーの設置などを行うことにより、子どもが自分で本を見つけやすい書架づくりに努めるとともに、閲覧スペースの整備や掲示物の充実を図ることで、どの発達段階の子どもでも快適に過ごせるような空間づくりを進めています。

(3) 幼稚園・認定こども園・保育所（園）、児童福祉関係機関の整備

幼稚園・認定こども園・保育所（園）では、読み聞かせや貸出図書で子どもたちに人気の絵本紹介やランキングの掲示を行い、親子での読書活動への意欲を高めるような環境の整備を図るとともに、季節や行事などに合わせて絵本コーナーの定期的な入れ替えを行い、子どもたちが自然と絵本に親しめるような工夫に努めます。

地域子育て支援センターや児童館等の児童福祉関係施設では、特集展示による良書の紹介や、施設のお便りやポスター掲示を通した図書の紹介により読書活動への意欲を高めていくほか、館内アンケートを通じて子どもたちのニーズを把握して購入することで、蔵書の充実にも取り組んでいきます。

(4) ボランティアによる「おはなし会」の充実

子どもたちへの読み聞かせには、市立図書館をはじめ、幼稚園・認定こども園・保育所（園）、学校、児童館など市内の様々な場所で行われている「おはなし会」は欠かすことのできないものです。今後も親子で参加できる「おはなし会」について、多くの機会を提供できるように開催場所の充実を図るとともに、読み聞かせボランティアの活動支援の充実を図ります。

そして、従来の方法による活動が困難となっている社会情勢の中、安心・安全に読み聞かせ活動を継続していくため、これまでの開催方法や内容について見直しを図り、密を避けた活動の工夫や新しい方法の研究、それに伴う読み聞かせボランティアの活動場所の提供について検討をしていきます。

3. 読書にハンディキャップのある子どもたちへの支援

令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律（令和元年6月28日法律第49号）」が施行されたことにより、障がいの有無に関係なく誰もが自分に合ったスタイルで読書できる社会の実現が求められています。

本市においても法整備の趣旨を踏まえ、様々な理由によって読むことが困難な子どもたちも、豊かな読書活動を体験できるような支援に取り組んでいく必要があります。

(1) 本と出合うための機会の提供

おはなしボランティア「おはなしウーフ」が行っている、特別支援学校や療育センターの子どもたちや長期入院中の子どもたちへの読み聞かせ活動に対して、読み聞かせ資料や用具の団体貸出を積極的に行うとともに、図書館の利用や来館が困難である子どもに対する支援活動の工夫・研究に努め、本に触れ合うきっかけづくりに取り組んでいきます。

(2) 障がいのある子どものための読書環境の整備

市立図書館では、一人ひとりの状態に応じた図書資料（点字絵本、さわる絵本、大活字本、L Lブック、デジタル録音図書など）の充実や、文字を拡大して表示する「拡大読書器」やデジタル録音図書を再生するための「DAISY（デイジー）^{※15}再生機」など、読書活動を支援するための機器の整備に努めます。

また、特別支援学校や支援学級を設置している学校、障がいのある子どもたちのいる施設等に対して、点字絵本、大型絵本、L Lブックなどの団体貸出を積極的に進めるほか、点字サークルや音声訳グループなどのボランティア有志と連携して、著作権の範囲内の点字資料・録音資料などの制作活動を支援していきます。

4. 関係機関・団体との連携強化と支援の充実

子どもたちが自主的に読書することができるような環境を整えるためには、市立図書館を中心に各関係機関や団体・ボランティア等が相互に連携を行い、情報の共有や蔵書の有効活用、読書推進活動の支援などに努めることが必要です。

(1) 市立図書館と学校

調べ学習や平行読書といった授業に関連する資料について、教科書の内容に沿った資料を充実させ、団体貸出の積極的な利用を推進することにより、本を使った学習支援の充実に努めるほか、ブックトークや読み聞かせ、図書館司書による出前講座の開催、新着案内や「図書館だより」による情報提供などの読書活動支援についても積極的に推進します。

また、学校図書館支援員の派遣事業について、図書館活動の支援や授業支援、図書館の整備支援など、各学校の要望に応じた支援内容と巡回日数の充実を図り、今後も継続して事業を実施していきます。

(2) 市立図書館と各関係機関

子どもが集まる市内の各関係機関や読み聞かせボランティアに対して、子どもたちの興味・関心に沿った図書の団体貸出を積極的に行っていくほか、貸出用図書の種類や内容の充実、市立図書館の「団体貸出」、県立図書館の「協力図書貸出制度」の活用についてさらなる周知に努めます。

また、子どもの読書活動推進に関する情報の共有拠点として、子どもの読書に携わる関係者や関係施設・機関が、積極的な情報発信や意見交換などを行える機会の提供を図るとともに、関係機関職員の読書活動に関する知識や情報の共有、読み聞かせ等の技術向上を図るため、研修会や講習会の情報提供を行い積極的な参加を促します。

(3) ボランティア

読み聞かせボランティアの活動は、子どもの読書活動を進めていくうえで重要な役割を果たしており、市内各所で開催されている「おはなし会」も、読み聞かせボランティアの活躍がなければ成り立ちません。

そこで、「読み聞かせボランティア養成講座」を定期的に開催することにより、新規ボランティアの発掘と育成を行い、地域・家庭・学校等で活躍できる人材の確保に努め、読み聞かせボランティアに対して継続的な活動の支援に努めます。

また、読み聞かせやパネルシアター^{※16}、エプロンシアターなどに関しては、幅広い知識や技能・技術の習得が必要とされるため、定期的に研修会や講習会を開催することでボランティアの質の向上を図り、人材育成の支援充実に努めるほか、資料の種類や内容の充実、おはなし会で使用する図書や備品の積極的な団体貸出など、今後も継続して読み聞かせボランティアの活動を支援していきます。

(4) 各関係機関による相互協力

各機関・施設が所蔵する図書の情報、書架整理・掲示物の工夫などの読書環境の整

備、職員の読書活動に関する知識・情報などについて、お互いに情報交換や意見交換を行うことにより、蔵書の有効活用や快適な読書空間づくり促進のきっかけとなるよう、各関係機関同士の協力体制について整備を図ります。

5. 子どもの読書に関する啓発活動の充実

子どもの読書活動は、子どもの成長に欠くことのできない重要な意義を持っています。子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書することの必要性や大切さなどについて各関係機関が広く情報発信を行い、子どもを取り巻く大人たちや社会全体に理解を求め、取組が進んでいくように働きかけていくことが重要です。

(1) 保護者への働きかけの充実

幼稚園・認定こども園・保育所（園）では保護者向けの配布プリント等を活用し、乳幼児期の成長に絵本が果たす役割や読み聞かせの大切さについて、積極的な情報発信と啓発に取り組んでいくほか、成長に応じた絵本の選び方や子どもたちに人気の絵本の情報などについて、掲示物を活用して情報発信を行い、絵本コーナーの利用を促します。

市立図書館では、多くの親子に「おはなし会」の存在を広く周知し、継続的な参加促進のため、また、子ども向けイベントの周知を行うために、チラシや広報誌、「図書館だより」等によるPRに努めるほか、ICT^{※17}を活用した情報発信の工夫についても研究していきます。

また、各年代の発達段階や興味・関心に応じたブックリストを新しく作成して、様々な機会や場所で配布を行うことで保護者の絵本選びをサポートし、家庭での読書活動がより身近になるように支援を行っていきます。

児童福祉関係施設においては施設利用及び行事参加の保護者に対し、読み聞かせの重要性や読み聞かせを続けることで子どもたちがどう成長していくか、などについて啓発活動を今後も継続していきます。

(2) 幼稚園・認定こども園・保育所（園）、学校等関係者への読書活動推進

子どもたちを読書好きに育てるためには、子どもと関わる大人たちも読書の大切さを知り、よりよい読書活動について学ぶ必要があります。

そこで、保育士や教職員を対象に開催される、ブックトークや読み聞かせなどの研修会の情報提供を積極的に行うことにより参加を促し、子どもたちの読書相談に適切に対応するための読書指導や図書の利用指導について学び、知識や技能の習得・技術向上に努めます。

また、「朝読書」の時間や読み聞かせの時間等に、保育士や教職員たちも進んで読書する姿を子どもたちに見せて、みんなで読書をする習慣が身に付くよう働きかけていきます。

(3) 読書への関心が薄い子どもたちへの働きかけ

読書への関心は個人差があり、読書への興味・関心があまり持てない子どもたちも

進んで本を読もうと思うような具体的な働きかけを行っていくことが必要です。

子どもを取り巻く大人たちからの働きかけだけでなく、周りの子どもからも働きかけを行うために「子ども司書制度^{※18}」を導入し、読書の楽しさや面白さについて友だちや家族に伝え、本と人との結びつきを手助けするリーダーの養成に取り組んでいきます。

6. 数値目標・数値指標一覧

項目	第3次計画実績	第4次計画目標
	令和2年度 (令和3年4月時点)	令和8年度
児童書の個人貸出冊数	36,231 冊	56,000 冊
児童書の購入冊数	1,164 冊	1,200 冊以上
点字絵本・L L ブックの蔵書数	21 冊	30 冊以上
小学校・中学校への団体貸出冊数	1,073 冊	1,200 冊
児童福祉関係施設への団体貸出冊数	1,102 冊	1,200 冊
学校図書館支援員派遣回数	各校年3回	各校年3回以上
ボランティア対象の講座・研修会実施回数	2回	2回以上
ボランティア団体への団体貸出冊数	756 冊	800 冊
子どもを対象としたイベント・講座の開催数	3事業	5事業
「協力貸出制度（県立図書館）」利用団体数	4団体	6団体以上
課外授業等の受け入れ	継続	継続
学校での「朝読書」の実施	継続	継続
司書による「出前講座」の実施	継続	継続
「子ども司書制度」の導入	検討	実施
支援学校等との連携の充実	検討	実施
100冊読書マラソンの実施	継続	継続
図書館の保護者向け講座の開催	1事業	1事業以上
ブックスタート事業の充実	継続	継続

宣 言

この計画に関わる全ての大人たちは、子どもたちが読書を好きになり、人生をより深く生きる力を身に付けていけるよう、読書環境の整備に努めています。

第5章 資料編

1. 用語解説

※1 超スマート社会（P 1）

Society5.0とも呼ばれる、仮想空間と現実空間を高度に融合し、人々が活き活きと活動できる社会のこと。

※2 SNS（P 1）

「Social Networking Service」の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。Facebook、Twitter、LINE、インスタグラムなどを指す。

※3 ブックトーク（P 3）

テーマに沿っていろいろな種類の本を紹介すること。

※4 YA（ヤングアダルト）（P 3）

「Young Adult」のこと。子どもから大人への転換期にある13歳から18歳の中高生世代をさす。

※5 L Lブック（P 3）

「L L」とはスウェーデン語の「LättLäst（分かりやすく読みやすい）」の略で、読むことに困難を伴いがちな人を対象に、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本のこと。

※6 平行読書（P 3）

教科書と関連させて本や文章を読むことを位置づける、指導上の工夫のこと。

※7 子ども読書の日（P 6）

子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、2001年に「子どもの読書活動推進に関する法律」で定められた日。

※8 ブックスタート（P 7）

0歳児健診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」を、セットでプレゼントする活動のこと。

※9 J P I C読書アドバイザー（P 8）

一般財団法人出版文化産業振興財団（JPIC）の造語で、読書についてアドバイスするだけでなく、本と読書に関するさまざまなことに助言・提言をおこない、本と読者をつなぐ人のこと。

※10 ストーリーテリング（P 8）

物語やお話をおぼえて語って聞かせること。

※11 「家読（うちどく）」（P 10）

2006 年(株)トーハンが提唱して始まった読書運動のこと。本を介して家族間のコミュニケーションを深めることを目的とし、家族で一緒に本を読んで感想を語り合うことなどを勧めている。

※12 SDGs（P 11）

「Sustainable Development Goals」の略で、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことを言い、「持続可能な開発目標」と訳される。貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、全ての人たちにとってより良い世界をつくるために、17 の目標と 169 のターゲットが設定されている。

※13 エプロンシアター（P 12）

胸当て式のエプロンを舞台に見立て、ポケットから取り出したキャラクターをエプロンに貼り付け、お話をすすめていく人形劇のこと。

※14 ペーパーサート（P 12）

紙に描いた絵に棒をつけて、動かして演じる幼児向けの紙人形劇のこと。

※15 D A I S Y (デイジー) (P 14)

「Digital Accessible Information System」の略で、アクセシブルな情報システムのこと。視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されたデジタル図書の国際標準規格のことを「デイジー図書」という。

※16 パネルシアター（P 15）

毛羽立ちのいい布を貼った舞台（パネル）に、不織布で作った絵人形を貼ったりはずしたり、動かしたりしながら、歌やお話を合わせて演じるもののこと。

※17 I C T (P 16)

「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

※18 子ども司書制度（P 17）

2009 年に福島県矢祭町で子ども読書の街づくり事業の一環として考案されたもので、読書の面白さを学校や家庭に広めるリーダー役となつてもらうために小中学生を「司書」として育成する試みのこと。

2. 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3. 視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律（令和元年6月28日法律第49号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対

する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るために、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

発 行 東温市教育委員会
発行年月 令和4年3月
編 集 東温市教育委員会生涯学習課（東温市立図書館）
〒791-0211 愛媛県東温市見奈良 509 番地 3
TEL 089-964-3414
FAX 089-964-7322
